

平成29年度第1回五島市農業委員会総会会議議事録

1. 開催日時 平成29年4月26日(水) 午後 2時00分から午後3時00分

2. 開催場所 五島市役所3階大会議室

3. 出席委員(27名)

1番 山本 勝	2番 橋本 金義	3番 岩村 定子	4番 山崎 早苗
5番 出口 幸博	7番 山田 全	12番 寺坂 誠一	13番 中村 利幸
14番 古里 善秀	15番 山下 富雄	16番 寺内 和彦	17番 上村 孝幸
18番 角田 隆章	19番 梁瀬 敏夫	20番 谷川 基晴	22番 宮崎 盛
26番 橋本 博隆	27番 岩田 弘孝	28番 尾崎 初雄	29番 深松 誠
30番 今里 誠一	31番 奥野 音之	32番 谷川 次和	33番 大石 勝
34番 仁田 隆一	36番 平田 光昭	37番 山田 勝久	

4. 欠席委員(7名)

9番 吉谷 吾市	10番 林 賢一	11番 山下 正人	21番 山口廣行
23番 麥田 幸弘	24番 園山 吉彌	25番 田原 和行	

5. 議事録署名人

14番 古里 善秀 20番 谷川 基晴

6. 日 程

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条・5条の規定による許可申請に係る意見について
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第4号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について

7. 報告・協議事項

会議等報告・予定について
農地所有適格法人要件確認について

農地改良等届出済証の交付について

その他

□事務局長

それでは、総会の方に入らせていただきます。

本日の平成 29 年度第 1 回農業委員会総会の開催に当たりまして、9 番吉谷吾市委員、10 番林 賢一委員、11 番山下正人委員、21 番山口廣行委員、23 番麥田幸弘委員、24 番園山吉彌委員、25 番田原和行委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。出席委員は 34 名中 27 名で、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定する出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

皆さんこんにちは。

出席委員は定足数に達しました。これより、平成 29 年度第 1 回五島市農業委員会総会を開会いたします。始めに、今年度 7 月までの総会議事録署名委員の指名を行います。議長に一任いただけますか。

－「異議なし」という者あり－

○議長

議事録署名委員に、昨年度に引き続き 14 番古里善秀委員、20 番谷川基晴委員の 2 名を指名いたします。お願いいたします。

それでは、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

1 ページと 2 ページをご覧ください。

議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

続いて、議案の説明をいたします。3 ページをご覧ください。

議案第 1 号 1 番、土地の所在地、〇〇町、畑、外畑 4 筆、5 筆合計 9,135 ㎡。借受人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。貸出人、〇〇町、〇〇〇〇、会社員。借受理由、当該地を借り受けて農業経営を開始する。貸出理由、当該地を貸し出して新規就農を支援する。その他、詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、4 月 18 日〇〇地区協議会において、現地調査及びヒアリング等を行っておりますので、その結果をご報告いたします。申請人は営農を開始するため、ヒアリングを実施し

たところ営農計画等も適正であり、また申請内容につきましては農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第1号の1番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、1番は許可されました。

次に、議案第1号の2番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

2番、土地の所在地、〇〇町、田1筆、2,479㎡。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、農業兼重機オペレーター。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇、看護師。譲受理由、当該地を譲り受けて耕作管理する。譲渡理由、転居により農業経営世帯から外れるので、義理の弟に譲り渡す。その他、詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、4月18日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第1号の2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、2番は許可されました。

次に、議案第1号の3番と4番は関連がありますので一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

3番、土地の所在地、〇〇町、田、外田2筆、3筆合計3,161㎡。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、会社員兼農業。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇、無職。譲受理由、当該地を借り受けて農業経営の規模拡大を図る。譲渡理由、当該地を貸し出して農業経営を支援する。続きまして、4番、土地の所在地、〇〇町、畑1筆、301㎡。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、会社員兼

農業。譲渡人、東京都、〇〇〇〇、会社員。譲受理由、当該地を譲り受けて農業経営の規模拡大を図る。譲渡理由、市外に居住しており耕作管理できないので譲り渡す。その他、詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、4月18日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第1号の3番と4番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、3番外1件は許可されました。

次に、議案第2号農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見について、1番から5番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは6ページをご覧ください。議案第2号の1番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑315㎡、〇〇町、畑315㎡、合計630㎡、第3種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。申請地は、〇〇から北へ約150mに位置し都市計画区域内の第一種住居地域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、隣接地との間に高低差がありますが、既に全ての法面がブロックや石垣等により補強されており土砂等の流失や崩壊の恐れはなく、また、近隣の農地とは十分な距離を取ることで、日照等に影響はないと思われ、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。

次に、7ページをご覧ください。議案第2号の2番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑64㎡、第1種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、農業用道路用地。申請地は、〇〇から南へ約500mに位置し農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現在の土羽を最高80cm最低50cmの切土工事をし、申請地の造成を行います。また、砂利舗装をして土羽も強固に固めるため土砂等の流失や崩壊の恐れはなく、農業用道路として使用いたしますので日照等に影響はないと思われ、隣接農地の営農に支

障は及びません。また、雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水については、発生いたしません。本案は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第 1 種農地となっておりますが、農業用施設等に供する場合は許可することができるとなっております。

次に、8 ページをご覧ください。議案第 2 号の 3 番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑 299 m²、第 2 種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。申請地は、〇〇より西に約 100m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に、配置図について、ご説明いたします。申請地は、現状のまま使用し、土地境界に沿ってコンクリート舗装することにより土砂等流失の恐れはなく、建物の高さを平屋建てにすることで近隣農地への日照・通風等営農への被害の恐れはありません。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。本案は、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、9 ページをご覧ください。議案第 2 号の 4 番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑 190 m²、〇〇町、畑 1,303 m²、合計 1,493 m²、第 2 種農地。譲受人、東京都、〇〇〇〇。譲渡人、大村市、〇〇〇〇。転用目的、太陽光発電所用地。申請地は、〇〇から東へ約 500 m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、敷地内は砂利敷きとすることで土砂等流失の恐れはなくソーラーパネルを地表から約 1.5m 程度に設置するので日照・通風等影響はないと思われ、近隣の営農に支障は及びません。また、ソーラーパネル 324 枚の発電能力 49.5 k w の太陽光発電所を 1 基設置して九州電力へ売電する計画となっております。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

最後に、10 ページをご覧ください。議案第 2 号の 5 番をご説明いたします。所在〇〇町、畑 1,576 m²、第 2 種農地。譲受人、長崎市、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、太陽光発電所用地。申請地は、〇〇から東へ約 500m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、敷地内は砂利敷きとすることで土砂等流失の恐れはなくソーラーパネルを地表から約 1.5m 程度に設置するので日照・通風等影響はないと思われ、近隣の営農に支障は及びません。また、ソーラーパネル 324 枚の発電能力 49.5 k w の太陽光発電所を 1 基設置して九州電力へ売電する計画となっております。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は中山間地域等に存在する農業公共投資の対

象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

以上、説明を終わります。

○議長

次に、議案第2号の1番から5番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第2号の1番と2番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。ただいま議題となりました、議案第2号、農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見の1番と2番について、当協議会は去る4月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第2号の1番、所在、〇〇町、外1筆。転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。

議案第2号の2番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇他1名。転用目的、農業用道路用地。以上2件について、1番の申請地は都市計画区域内の第一種住居地域内にある第3種農地である。2番の申請地は、概ね10ヘクタール以上規模の一団にある第1種農地で地域の農業振興に資する農業用道路であります。1番と2番の申請地は、周辺の農地等に影響は無く、住宅用地及び農業用道路用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第5条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終ります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

〇〇〇委員

2番のですね、農業用の耕作道路とありますけど、上の圃場に行くための道路だと思うんですけど、今まではどうやって耕作してたんでしょうか。

□事務局

お答えします。その横に細い里道があるんですけど、農機具、軽トラック等通れない状態でして、裏の道から機械は出入りしていたそうですが、その道は私有地でお借りしていたそうです。今回その奥の農地に行くために、機械、軽トラックが通るように道幅を広げるといった内容の申請になりました。

〇〇〇委員

はい。わかりました。

○議長

他にございませんか。

では、次に議案第2号の3番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。ただいま議題となりました、議案第2号、農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見の3番について、当協議会は去る4月18日現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第2号の3番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。本案について、3番の申請地は、概ね10ヘクタール未満の規模の農地で市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第5条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

〇議長

では、次に、議案第2号の4番と5番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。ただいま議題となりました、議案第2号、農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見の4番と5番について、当協議会は去る4月19日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

始めに、議案第2号の4番、所在、〇〇町、外1筆。転用者、〇〇〇〇。転用目的、太陽光発電所用地。次に、議案第2号の5番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、太陽光発電所用地。以上2件の申請について、4番と5番の申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地である。4番と5番の申請地は、周辺の農地等に影響は無く、太陽光発電所用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第5条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

〇〇〇委員

これは、1枚の畑を切売りしたということですか。

〇事務局

2つとも分筆登記して、売買になっております。

〇議長

他にございませんか。

では、質疑を終わります。採決は一括して行います。議案第2号の1番から5番に対す

る地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という者あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号の1番外4件は許可相当と決しました。

次に、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。それでは、利用権設定の1番1から16番、所有権移転の17番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

12ページをご覧ください。本日ご審議いただく農用地利用集積計画については、利用権設定が田39筆、畑68筆の計107筆で面積が203,664㎡、所有権移転につきましては、畑5筆で面積が12,814㎡となっております。それでは、議案についてご説明いたします。

(議案第3号利用権設定の1番1から16番、所有権移転の17番を朗読)

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第3号、利用権設定の1番1から16番、所有権移転の17番は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号、利用権設定の1番1外48件、所有権移転の17番は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、議案第4号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてをご説明いたします。22ページをご覧ください。今回非農地と判断されたものは田2筆、畑6筆で、合計面積は12,820㎡となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第4号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

議題は以上で終了いたしました。

次に、報告・協議事項に入ります。事務局より報告願います。

□事務局 会議等報告・予定他について

1. 会議等報告・予定について
2. 農地所有適格法人要件確認について
3. 農地改良等届出済証の交付について
4. その他

○議長

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、平成29年度第1回五島市農業委員会総会を閉会いたします。